

個人情報保護法改正による AI開発促進への期待と課題

本人同意なく個人情報をAI開発等に用いることを可能とする制度の創設をはじめ、データ活用を促進するための規制緩和策が個人情報保護法の改正で検討されている。一方、規制緩和の法益を享受するためにはデータガバナンスの構築が欠かせない。課徴金制度にも留意が必要だ。

個人情報保護法の改正作業に入っている個人情報保護委員会は、既定路線としてきた「中間整理」（いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理 2024年6月公表）から大きく方針を転換し、2025年3月、データ活用を促進するための規制緩和を前面に打ち出すとともに、企業がリスクに応じて自主的に対処する、いわゆるリスクベースの制度へと変えていくという「考え方」（個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について）を公表した。その目玉は、本人同意なしにAI開発に個人情報を利用できるようにする制度の創設である。

「考え方」に基づき、今後、さらに検討が進み、個人情報保護法の改正法案は、年内に全体像が示され、1年後には成立する見込みである。なお今後の情勢によって変わり得るため、以下の解説を参考情報として参照されたい。

図表 「考え方」で再整理された個人情報保護法の改正テーマ（下線は中間整理から追加・拡充された箇所）

分類	テーマ
本人関与	・ <u>同意取得義務の緩和</u> (1) <u>統計作成・AI開発の場合</u> (2) <u>本人の意思に反しない場合</u> (3) <u>生命等の保護・公衆衛生向上の場合</u> (4) <u>病院等による学術研究目的の場合</u> ・ <u>漏えい等発生時の本人通知等の緩和</u> ・ 子供の個人情報等の取扱い
多様化対応	・ <u>クラウド事業者の義務</u> ・ 特定の個人へ働きかけ可能な個人関連情報 ・ 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等） ・ オプトアウト届出事業者
執行・救済	・ 勧告・命令等 ・ 刑事罰 ・ 課徴金制度 ・ 団体による差止請求制度・被害回復制度 ・ 漏えい等報告等

（出所）個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（2025年3月5日）を基に野村総合研究所作成

同意取得義務の緩和

「考え方」では、本人の同意なく個人情報を取り扱うことのできる場合として、(1) 統計作成・AI開発の場合、(2) 本人の意思に反しない場合、(3) 生命等の保護・公衆衛生向上の場合、(4) 病院等による学術研究目的の場合、の4つの類型を示した。このうち金融機関にとって重要な(1)(2)について解説する。

(1) 統計作成・AI開発の場合

統計作成を利用目的にして個人情報を用いることは、もともと同意取得が不要とされているところ、公表や目的外利用の禁止等の法定の規律の下で統計作成のみに用いることが担保されている場合は、個人情報の第三者提供や公開されている要配慮個人情報の取得についても本人同意なく実施できるようになる。このとき、統計作成とみなせるAI開発、すなわち学習したAIアルゴリズムが、特定の個人を識別することのない場合も対象に含まれるという。

金融機関においては、グループ内に銀行や信託、証券といった複数事業を抱えている場合などは、本人同意なく統計作成やAI開発を行えるようになり、商品開発やマーケティングへの活用が期待される。

(2) 本人の意思に反しない場合

オンラインショッピングやホテルの予約サイトなどでは、サービス提供者へ個人情報の第三者提供が生じるため、サイトの運営者は本人から同意を取得しなければならない。「考え方」では、こうしたサービス利用に伴う、すなわち契約の履行に必要な第三者提供や目的外利用等について、取得の状況からみて本人の意思に反しな

い取扱いであり、権利侵害のリスクが低いとして、本人の同意を不要とすることが示された。

金融機関においては、海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が当てはまり、同意取得義務の負担軽減につながるものである。

役割が増すデータガバナンス

「考え方」で示された限りでは、法定される規律は、透明性と目的外利用の制限にかかわる原則的なものに留まっており、一見すると対応のハードルは高くないように思える。ポリシーや規程などの文書を整えれば、すぐにでも保有する個人情報を使ってAI開発の準備が整いそう。しかし、いくら社内規程で個人情報の目的外利用や第三者提供を禁止していても、きちんと管理・運用することのできる体制、すなわちデータガバナンスが伴わなければ、違反行為を抑止することはできない。

たとえば他者から第三者提供を受けた個人情報は、他の情報と明確に区別して取り扱うことのできる安全管理措置を組織的かつ技術的に講じておかなければならない。これを怠ってしまうと、意図せずにデータを目的外で利用してしまうリスクがある。また、契約で規定された統計作成・AI開発を果たした後、速やかに他社から提供された個人情報を消去し、目的外利用や漏洩などのリスクを取り除くことも欠かせない。

データを提供する側においてもデータガバナンスは必須となる。データ提供にあたって、提供先企業のデータ管理体制をきちんと評価した上で、契約を締結する必要がある。さらには個人情報をそのまま渡すのではなく、目的達成に照らして過剰となる情報は削除したり仮名化

したりして、データの最小化を図ることが望ましい。

さらに「本人の意思に反しない場合」も要注意である。契約の履行に必要な範囲を峻別しないと、過剰に個人情報が第三者の手に渡ってしまうことになりかねない。本当に本人の意思に反しないのか、取り扱う情報は必要最小限か等をプライバシー影響評価（PIA）のような仕組みを通じて精査することが求められる。

課徴金に留意

このように規制緩和の恩恵を享受するためには、ガバナンスの確立が不可欠といえる。金融機関はデータを安全に管理する体制は整っていても、活用するための体制は未整備な場合が少なくない。

このとき、並行して制度の創設が進められている課徴金に留意が必要だ。「考え方」で示された課徴金の制度では、第三者提供違反や情報漏洩が想定されており、前述の（１）（２）で生じる違反への適用が想定される。行政府が課徴金納付を命じるかの判断にあたっては、主観的要素（必要な対策を講じていたか）が考慮されることとされており、データガバナンスへの取り組みが求められている。

AI開発をはじめ、個人情報の活用促進の法益を享受するために、金融機関は早急にデータガバナンスの構築に着手しなければならない。

Writer's Profile



小林 慎太郎 Shintaro Kobayashi
ICT・コンテンツ産業コンサルティング部
グループマネージャー
専門はプライバシー保護、AIガバナンス等
focus@nri.co.jp